機能強化型サービス利用支援費・機能強化型継続サービス利用支援費に係る

「基幹相談支援センター等が実施する事例検討会への参加」の取扱いについて

令和４年10月更新

１　制度趣旨

機能強化型サービス利用支援費・機能強化型継続サービス利用支援費は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものです。（国の留意事項通知より）

　　こうした趣旨に合致した適切な運用を図るため、「基幹相談支援センター等が実施する事例検討会」には計画的、継続的に参加することにより困難事例への対応スキル向上に努めている事業所であることを要件とします。

２　対象とする事例検討会について

「基幹相談支援センター等が実施する事例検討会」とは相談支援専門員を対象とし、個別具体的な利用者について障害福祉サービスを提供している過程における問題点や課題、解決方法などについて検討することによりマネジメントの向上を図るもので、以下を対象とします。

※令和４年度の実施予定

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会議名 | 回 | 事例検討①（課題抽出） | 事例検討②（振り返り） |
| 実施回 | 実施時期（予定） | 実施回 | 実施時期（予定） |
| 相談支援事業所連絡会おおた | ア | ア―① | ４月 | ア―② | ５月 |
| イ | イ―① | 10月 | イ―② | 11月 |
| 大田区自立支援協議会相談支援部会 | ウ | ウ―① | 事例検討予定なし（隔年実施） | ウ―② | 事例検討予定なし（隔年実施） |
|  | エ | エ―① | ５月 |  |  |
| オ | オ―① | ６月 |  |  |
| カ | カ―① | ７月 |  |  |
| キ | キ―① | ９月 |  |  |
| ク | ク―① | 10月 |  |  |
| ケ | ケ―① | 11月 |  |  |
| コ | コ―① | 12月 |  |  |
| サ | サ―① | １月 |  |  |
| シ | シ―① | ２月 |  |  |

ア、イは障がい者総合サポートセンター（基幹相談支援センター）で実施する相談支援事業所連絡会おおたの事例検討会を指す。

ウは大田区自立支援協議会相談支援部会で実施する事例検討会を指す。

エ～シは障がい者総合サポートセンター（基幹相談支援センター）で実施する事例検討会「幾望会」を指し、①で課題抽出と振り返りを含めて実施。

３　算定のための要件

加算要件を満たす事例検討会への参加回数は次のとおりとします。

機能強化型サービス利用支援費・機能強化型継続サービス利用支援費算定を届け出た日を基準として、過去１年間に届け出る事業所に所属する相談支援専門員が２の事例検討会等に２回以上参加していること。１回の参加とは、ア～シのそれぞれの回について事例検討①（課題抽出）及び事例検討②(振り返り)の両方に参加していることとする。ただし、事業所の業務の都合等でやむを得ない場合については、事例検討①又は事例検討②のどちらかのみに参加した場合についても、１回の参加とみなすこととする。

４　その他

1. ３の要件及び他の機能強化型サービス利用支援費・機能強化型継続サービス利用支援費の算定要件を満たした上で、機能強化型サービス利用支援費・機能強化型継続サービス利用支援費算定を受理された事業所については、算定開始後も継続して1年に２回以上事例検討会に出席していることを算定継続の要件とします。
2. ２の対象とする事例検討会については、毎年開催される事例検討会の状況を勘案し、決定し、ご案内いたします。